

再審研究

えん罪事件に見る虚偽自白

星野さんの「渋谷事件」では、未成年や20代の学生たちが「虚偽自白」や「虚偽の目撃供述」を強いられ、その結果得られた「捜査段階の供述調書」のみで星野さんの有罪認定がなされた。裁判所は、なかなかこの事実、すなわち、警察官や検察官の強要による虚偽の供述があったということを認めようとしない。しかし、私たちは粘り強くこのことを様々な方向から明らかにしていかなければならないと考えている。その一つの作業として、他の冤罪事件にみる、捜査当局による虚偽自白の実態についての論考を研究していきたい。

その第一回として、以下の文献を参考に、内容のまとめと論点を明らかにしていきたい。（参考文献）

判例時報1295号

「長時間の取調により、短時間に、虚偽の自白がなされる危険性」

—米谷事件と松山事件の共通性— 田中輝和東北学院大学教授著

青森県の米谷事件と宮城県の松山事件、この二つの事件は共に冤罪であり、再審無罪が確定している。そして、事件としては全く違う内容だが、二つに共通しているのは、「長時間の取調により短時間で虚偽自白がなされた」ということである。（この場合の「長時間」というのは、一日のうちの取調時間が長いこと、すなわち、朝から深夜までに及んでいること。さらに、「短時間」というのは2、3日ということである。）

第一、本稿の目的

著者の田中氏は、誤判原因についての研究にあたっては、なにが「事実」ということが、決定的に重要であるが、できるだけ客観的な分析をするためとして、以下の3点をあげている。

一、事実について、検察側と被告・弁護側とに争いがあった場合、確定判決（再審事件の場合には、再審確定判決）の認定を基準とする。二、確定判決の認定した事実についても、「自白の原因（又は、動機）」として正面から認定した事実と、そうではないが明らかに自白の一原因と考えられる事実とを区別する。なぜなら、判決は「自白の証拠能力」の判断のために関心を示すのであって、実際の原因を客観的に認識するものではないからである。三、判決が認定しない事実であっても、被告人が、自白の主要な原因として主張する事柄はとりあげる。そして、それが十分根拠があると考えた場合には、判決の事実認定の批判に及ぶ場合もある。

第二、判決からみた、両事件の自白原因—両事件の自白原因の相異性

田中氏は、この両事件の再審無罪判決の自白原因認定を詳細に比較検討している。

1、米谷事件再審無罪判決の認定

裁判所は、「捜査官が、被告人Aさんを任意同行で連行して取り調べ、令状もないまま捜査本部に留めて、翌日早朝から夜の11時まで取調を強行したこと」「かなり執拗で誘導的な取調を行ったのではないかと疑う余地がないではない」と認定しているが、しかし、結論として「任意性を疑わせるにたりる程度のものとはいいいない」としている。

2、松山事件再審無罪判決の認定

最大の自白動機は、「捜査の初期においては、捜査員も被告人のアリバイ供述の矛盾を突き、かなり強固に取り調べたと認められるが、拷問や脅迫を行った事実はなく、被告人の方もこれに対し、強固に否認し続けたとみられることは前示のとおりであり、被告人が自白を決意した最も大きな動機は、同房内で信頼を寄せていた同房者Tによる自白示唆」にあると認定している。

しかし、同判決の「自白動機説明」では、要約すると、事件当夜の行動を尋ねら

れたが記憶を呼び戻すことができず、午前9時頃～午後11時頃まで取り調べを受けた。「次の日もまた調べられるのかと思うと頭が変になりそう(ママ)に思った」 次の日も午前9時頃から一日中アリバイの件について尋ねられたがどうしても思い出せず、「こんなことを毎日やられたのでは頭が狂ってしまう(ママ)のではないかと思った。」そして、同房者Tから、「ここに来たらやらないことでもやったことにして早く出た方がよい。そして裁判の時に本当のことを言うんだ」「未決に行けば何でも食べられ、外を散歩することもでき、部屋には布団もある」と聞かされて、未決に行って早く母に会いたい、裁判の日にはっきり言えばよいと思い犯行を認めたとしている。

著者は、この2つの内容が同判決中に併存するのは矛盾であると指摘している。すなわち、認定では、自白の動機は「同房者の示唆」にあったと認定しているが、その実態は、被告人が自己崩壊しかねないほどに脅迫的な取り調べが行われていたことにあるのは明白であるとの指摘である。